

令和4年度 新事業支援－Vチャレンジャー

伴走支援仕様書

1 新事業支援－Vチャレンジャー

1-1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル化の加速をはじめ、世の中が大きく変わる中、中小企業においても事業の変革が必要です。「新しい事業の柱をつくらないと」と思いつつも、何から手をつけたら良いのか悩まれている方も多いのではないのでしょうか？

本事業は、下記のような新規事業にチャレンジする事業者、

- ・これから新規事業計画を作成し取り組む方
- ・すでに事業計画を立て実行しているが、課題を抱えている方

を対象に、事業計画策定から実施までを支援機関と連携し伴走支援を実施する事で、一步を踏み出すためのきっかけを提供します。また、この支援の過程を大阪府域へ発信することで、新たなチャレンジャーを増やす好循環を生み出すことを目的としています。

1-2 支援内容について

- ・ 新規事業計画の策定からその実現に向けて、支援機関（金融機関、商工会・商工会議所、税理士、中小企業診断士、クリエイター等）と連携した伴走支援を行います。
- ・ 伴走支援は支援機関が伴走支援を申請した中小企業・小規模事業者等（以下、申請者）と協議の上で作成する「伴走支援進捗管理表」に基づき実施します。管理表でやるべきことを可視化し、必要に応じて適切な専門家が加わりサポートを行うことで事業の成長を加速させます。

1-3 伴走支援（一例）

- ・ 新規事業計画の策定、進捗管理など
- ・ 製品・サービス開発支援（専門家によるアドバイス、アライアンス先のマッチングなど）
- ・ 知的財産関連支援（知的財産関連の出願前調査支援、出願支援、権利調査支援など）
- ・ 販路拡大支援（販促ツールの作成、販売戦略策定の支援、マッチング先の紹介など）
- ・ プロモーション支援（専門家によるアドバイス、プレスリリース作成支援、広告支援など）
- ・ 展示会出展支援（出展支援、事前準備サポート、出展後フォローサポートなど）

1-4 謝金の支払いについて

- ・ 1事業者につき、別途定める謝金をお支払いいたします。
※支援実績報告書を毎月提出いただきます。
- ・ 新規事業計画の実行に伴う費用は、申請者の負担となります。
※原材料費、研究費、設備投資等に伴う費用

1-5 支援期間について

- ・ 伴走支援期間は2022年7月1日から2023年2月28日までです。

1-6 その他

- ・ 伴走支援開始後は、進捗状況の確認及び事業の推進のために必要な事項を協議するため、申請者・支援機関において期間内に36回以上の支援（打合せ（対面、オンライン）、電話、メール等）を行っていただきます。
- ・ 伴走支援開始後は、進捗状況の確認及びプロジェクトの推進のために必要な事項を協議するため、支援機関・公益財団法人大阪産業局において月1～2回以上の打合せを行っていただきます。
- ・ 本事業は、支援機関による伴走支援を基本とし、公益財団法人大阪産業局が直接的な支援を行うものではありませんので、あらかじめご承知ください。

2 支援者について

2-1 支援者の要件

以下のすべてに該当するものとします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する活動を行う等、支援者として不適切な者でないこと。
- ⑦ 中小企業・小規模事業者支援及び支援機関への支援の実績を有すること。

2-2 支援者の登録

- ・ 伴走支援実施機関として登録申請が必要です。ただし、「認定経営革新等支援機関」は、申請が免除されます。「認定経営革新等支援機関」の認定を受けていない支援者の方は、大阪産業局までお問合せください。

3 スケジュール

項目	日時
伴走支援 事業者申請・支援機関登録締切	6月20日(月) 17:00
書類審査	6月22日(水)～24日(金)
伴走支援支援事業者決定	6月28日(火)
伴走支援スタート	7月1日(金)

4 注意事項

4-1 個人情報等

伴走支援における個人情報及び法人情報は、大阪府及び公益財団法人大阪産業局が新事業支援-Vチャレンジャーの運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

4-2 伴走支援概要の公表等

企業名を公表します。また、成果等について広くPRして、認知度の向上を図ります。公表する成果等の範囲については事前に相談させていただきます。

4-3 その他

① 事業報告

支援機関には、支援期間中及び支援が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、伴走支援の成果等について、報告書の提出依頼および訪問ヒアリングを行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

② 知識経験等の還元

大阪の中小企業振興に寄与するため、講演の講師やSNSでの情報発信などにより、知識や経験等の提供を求めることがあります。

5 お問い合わせ先・申請書類提出先

<お問い合わせ先>

大阪産業局 新事業支援-Vチャレンジャー 運営事務局

TEL : 06-4256-3501

E-MAIL: chiiki@obda.or.jp

受付時間: 月 - 金 10:00 - 17:30 (土・日・祝日除く)